随意契約(プロポーザル等を除く)一覧表(市民人権局分)(令和6年9月分)

別紙3

处	.思契約(.	<u> </u>	ザル等を除く)一覧表(市	1氏人権局分川令和	16年9月分)				別紙3
No	担当課	問合せ先 (直通)	業務名	契約業者名	契約金額 (税込)(円)	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の 種別	備考
1	戸籍住民課	228-7739	氏名の振り仮名に関する住基法 改正に伴う住民総合システム改 修業務	富士フイルムシステム サービス株式会社 公共 事業本部 関西支店	47,982,000	R6.9.6	本業務は、住民票及び戸籍の附票等に、戸籍に記載される氏名の振り仮名等を追加するために、住民記録システム、戸籍附票システム及び証明書コンビニ交付システムに機能を追加するものであり、当該目的を達成しつつ当該システムを継続的かつ円滑に使用できるようにするためには、当該システムの仕様や設定・ネットワークの構成等についての詳細な知識や技術が必須であり、当該システムを構築した者以外による履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適さない。仮に詳細な知識等を有しない者が本業務を履行すると、重大な設定漏れが起こりえるほか、不具合時の対応が即座に行えない等、安定的なシステムの稼働に影響を与えることが予想される。その場合、窓口に来られる市民の方だけでなく、当該システムと連携しているシステムを利用するすべての課、都道府県及び国に多大な影響を及ぼす恐れがある。以上のことから、本業務を適正に履行できる者は、当該システムについての詳細な知識等を有する、当該システムを構築した富士フイルムシステムサービス株式会社以外に無いため、当該業者との随意契約を行うものである。根拠法令:地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	1者随契	
2									
3									
4									
5									